

# 令和元年度第1回 千葉県情報公開推進会議 会議次第

日時：令和元年8月30日（金）

午後1時30分から

場所：千葉県庁中庁舎1階

総務部審査情報課委員会室

## 第1部（公開・傍聴可）

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 会長の選出について
- (2) 千葉県情報公開条例改正（案）の検討について
- (3) 千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領の一部改正について  
（報告）

（10分～15分程度の休憩）

## 第2部（非公開）

### 1 議 題

苦情調査結果の検討について（平成30年度苦情事案14外7件）

### 2 閉 会

千葉県情報公開推進会議委員名簿

委嘱期間：令和元年7月7日から令和3年7月6日まで（2年間）

委員の区分		委 員	
		氏 名	役 職 名
学 識 経 験 者	大 学 教 授	まつむら まさお 松村 雅生	日本大学大学院 法務研究科客員教授
	弁 護 士	すえよし とわ 末吉 永久	弁護士
	弁 護 士	たなか だいすけ 田中 大介	弁護士 千葉県弁護士会副会長
住 民 の 代 表 者	経 営 者 団 体	いっぼうし まさみ 一法師 雅巳	千葉県商工会連合会 専務理事
	教 育 関 係 団 体	おかべ しげゆき 岡部 成行	千葉県PTA連絡協議会 会長
	環 境 団 体	おくら ひさこ 小倉 久子	環境パートナーシップちば 理事
	福 祉 団 体	たみうち じゅんこ 民内 順子	中核地域生活支援センター ひだまりセンター長

(敬称略)

**令和元年度第1回 千葉県情報公開推進会議  
会議資料**

**令和元年8月30日**

## 千葉県行政組織条例（抜粋）

昭和32年9月10日  
千葉県条例第31号

（設置等）

第28条 県に別表第2上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

2～6 略

（組織等）

第29条 前条第1項の規定により設置された附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第3のとおりとする。

2 略

（会長及び副会長）

第30条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によってこれを定める。

2～3 略

4 副会長が置かれていない附属機関（千葉県障害者介護給付費等不服審査会を除く。）にあっては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

（委員の任命等）

第31条 委員は、知事が任命又は委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第32条 附属機関の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。（略）

（部会）

第33条 附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。
- 6 附属機関は、その定めるところにより、部会の議決をもつて当該附属機関の議決とみなすことができる。(略)
- 7 第32条(第3項ただし書を除く。)の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「附属機関」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(会議の運営等)

第34条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 別表第二

附属機関名	担任する事務
千葉県情報公開審査会	千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)第21条第1項及び千葉県議会情報公開条例(平成13年千葉県条例第49号)第22条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議し、答申すること及び意見を具申すること。
千葉県情報公開推進会議	情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。

#### 別表第三

附属機関名	組織	委員の構成	定数	任期
千葉県情報公開審査会	委員長 委員	学識経験を有する者	7人	2年
千葉県情報公開推進会議	会長 委員	1 学識経験を有する者 2 住民の代表者	5人以内 10人以内	2年

## 千葉県情報公開条例の改正について

平成13年4月に施行された本条例について、情報公開にかかる状況の変化や他の都道府県の制度状況を踏まえ、情報公開の一層の推進を図るため、県外者の開示請求手続の簡素化と開示決定期限の短縮化を図る改正を行うこととしたい。

### 改正案の概要

#### 1 開示請求権者

現在、県外者については、開示請求書の記載事項として請求理由の明示が必要となっている。

改正案では、請求理由の明示を廃止することにより、何人も、理由の明示なしに開示請求できることとする。

※ 他の45都道府県が県外者に請求理由の明示を求めている。

#### <現行>

- ・ 県内在住・在所の個人・法人等 (=県民)
- ・ 県内に在勤・在学の個人
- ・ 県外者 (理由の明示が必要)



#### <改正案>

何人も、開示請求できる。  
(理由の明示が不要)

#### 2 開示決定期限

現在、原則30日以内に決定しなければならないが、例外として、さらに30日以内に限り延長することができることとなっている。

改正案では、原則15日以内に決定することとし、延長期間を含めたトータルの期限については、現行の「60日」を維持することとする。

※ 他の45都道府県が15日以内としている。

#### <現行>

30日 (原則) + 30日 (延長) = 60日 (トータル)



#### <改正案>

15日 (原則) + 45日 (延長) = 60日 (トータル)



## 千葉県情報公開条例における対応方針案について

## 1 開示請求権

## (1) 第5条

## ア 現行条例

第五条 次の各号に掲げるものは、この条例の定めるところにより、実施機関に対して行政文書の開示を請求することができる。

- 一 県内に住所を有する個人及び県内に主たる事務所を有する法人その他の団体
- 二 前号に掲げるもののほか、次に掲げるもの
  - イ 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
  - ロ 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - ハ 県内に存する学校に在学する者
- 三 前各号に掲げるもののほか、行政文書の開示を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体

## イ 改正方針

情報化社会の高度な進展に伴い、知りたい情報が瞬時に入手できる時代となり、人の交流や事業活動等の社会の営みが、県内外はもちろんのこと、国内外を問わず活発となる中、県外者に限り請求理由を明示する合理的な理由が乏しくなっていることから、県外者に求めていた理由の明示を廃止し、何人も、理由の明示なしに開示請求できることとするものである。

## ウ 改正案

第五条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して行政文書の開示を請求することができる。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

## (2) 第7条

## ア 現行条例

第七条 第五条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- 一 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）



二 第五条第二号に掲げるものにおいては、次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項（同号イからハまでのいずれか二以上に該当する者においては、当該該当する者の区分のうちいずれかの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項）

イ 第五条第二号イに掲げるもの そのものの県内に有する事務所又は事業所の名称及び所在地

ロ 第五条第二号ロに掲げる者 その者の勤務する県内に存する事務所又は事業所の名称及び所在地

ハ 第五条第二号ハに掲げる者 その者の在学する県内に存する学校の名称及び所在地

三 第五条第三号に掲げるものにおいては、行政文書の開示を必要とする理由

四 行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

五 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

#### イ 改正方針

第5条の請求理由の明示の廃止によって、不要となった開示請求書の記載事項を削除する必要があるため、条項の整理を行うものである。

#### ウ 改正案

第七条 第五条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

一 氏名及び住所（法人その他の団体においては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（削る。）

（削る。）

二 行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

三 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

### (3) 第25条

#### ア 現行条例

第二十五条 実施機関は、第五条各号に掲げるもの以外のものから行政文書の開示の申出があった場合は、これに応ずるよう努めなければならない。

2 第十九条の規定は、前項の規定による行政文書の開示について準用する。

## イ 改正方針

第25条は開示請求権者以外のもので、行政文書の開示を必要とする理由を明示しないものに対しても、開示の申出があった場合には可能な限りその求めに応じるように努めるという行政文書の任意的な開示の制度を定めたものである。

第5条の請求理由の明示の廃止によって、理由の明示をせずに、何人も開示請求をすることが可能となり、当該申出制度が不要となることから、同規定を削除するものである。

## ウ 改正案

### 第二十五条 削除

## 2 開示決定期限

### 第13条

#### (1) 現行条例

第十三条 前条第一項及び第二項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

#### (2) 改正方針

現行条例制定当時は年4万文書を超える開示請求があり、他の業務への影響等を踏まえ、決定期限を旧条例の15日以内から現行の30日以内に改正したものであるが、現在は、1万文書程度の請求に落ち着き、他の都道府県に比べて特殊な状況があるとはいえないことから、現行30日以内を15日以内に短縮し、請求者への迅速な開示決定等を行い、行政サービスの向上を図るものである。

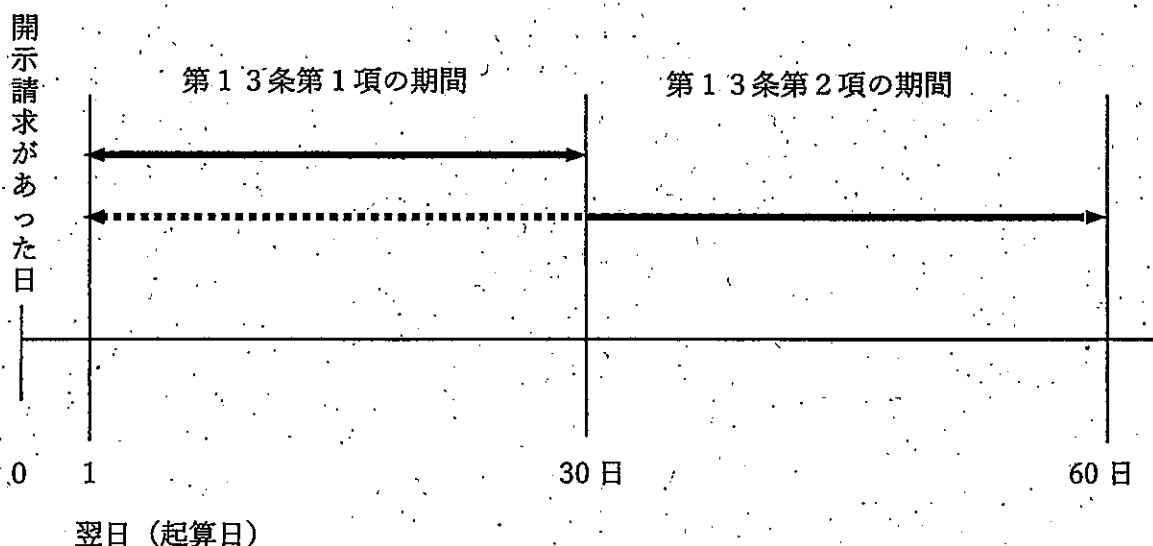
一方、延長期間については、大量請求や第三者の意見書提出機会の付与(第16条)等の理由から延長するものであり、対応、手続に時間を要し、決定までに45日を超える困難事例が一定数存在することから、適切な開示決定等を行うため、延長期間を含めた開示決定期限は現行の60日を維持するものである(当県以外の関東1都5県全てが合計60日)。

(3) 改正案

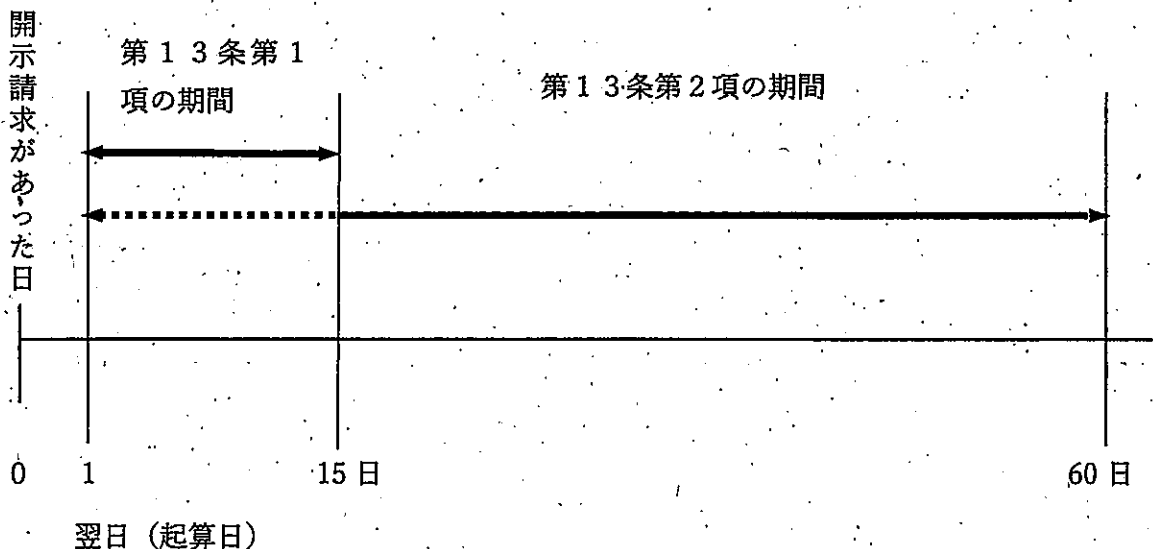
第十三条 前条第一項及び第二項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から十五日以内にしなければならない。ただし、第七条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を四十五日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(現行)



(改正案)



### 3 その他改正事項

#### 第27条の2 (第2項)

##### (1) 現行条例

第二十七条の二 千葉県情報公開推進会議（以下「推進会議」という。）は、情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議するため、必要な情報の提供を実施機関その他推進会議が必要と認めるものに求めることができる。この場合において、当該情報の提供が行政文書の提示により行われたときは、何人も、推進会議に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 県民は、情報公開制度の運営の改善に関する意見を推進会議に対して述べることができる。

3 略

##### (2) 改正方針

推進会議とは、千葉県行政組織条例第28条に規定される県の附属機関であり、情報公開制度の運営の改善について調査審議するとともに、開示請求者等からの苦情処理などを行うものである。

第27条の2第2項の規定により、県民は、情報公開制度に関して推進会議に意見を述べるができるが、情報公開制度の適正・円滑な運用を行い、情報公開をなお一層推進していくためには、県民の意見を取り入れるだけでなく、情報公開のあり方について広く声を集め、推進会議の役割をさらに充実させていくことが求められている。

そこで、情報公開制度の運営の改善を図ることを第一義として、情報公開制度の質的価値をも高めていくため、多様な価値に基づく意見を集める必要があることから、「何人も」に改正するものである。

##### (3) 改正案

第二十七条の二 千葉県情報公開推進会議（以下「推進会議」という。）は、情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議するため、必要な情報の提供を実施機関その他推進会議が必要と認めるものに求めることができる。この場合において、当該情報の提供が行政文書の提示により行われたときは、何人も、推進会議に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 何人も、情報公開制度の運営の改善に関する意見を推進会議に対して述べることができる。

3 略

#### 4 経過措置

##### (1) 改正方針

改正条例の施行前になされた行政文書の開示請求に対する新旧条例の適用区分を明らかにするため、附則において経過措置を設ける。

##### (2) 改正案

<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 略</p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例の施行日前にされたこの条例による改正前の千葉県情報公開条例の規定による開示の請求については、この条例による改正後の千葉県情報公開条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>
--

## 現行制度へ至る背景・経緯等

### 1. 開示請求権者

旧千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号）では、開示請求権者を県内に住所を有する個人・法人等と規定し、それ以外のものから申出のあった場合は公開に努めるものと規定していた。

昭和63年10月の旧千葉県公文書公開条例施行以来、12年余りが経過し、著しく大量で権利濫用的とも思われる公文書公開請求が特定部局に対して行われるなど、制度発足当初には予想していなかった制度運用面の課題への適切な対応が急務となっていた。

こうした中で、平成11年5月に国で「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が公布（平成13年4月施行）され、地方公共団体においても、この法律の趣旨にのっとった施策の策定と実施が求められることとなり、本県においても情報公開制度の見直しが検討された。

そして、旧千葉県公文書公開審査会が、知事からの諮問を受け情報公開制度の見直しについて審議を行い、「現行条例（旧千葉県公文書公開条例）は、県内に住所を有する個人・法人等を請求権者と規定し、それ以外のものから申出のあった場合は公開に努めるものと規定しており、このような区分の仕方自体は地方自治の本旨に照らせば合理的である。しかし、人の交流や法人等の事業活動などの社会の営みが、都道府県などの行政区域を越えて頻繁に行われ、さらには国際的な規模で行われる場合も少なくないという今日的な状況を踏まえると、請求権者の範囲を現行のままにとどめ置くことは、もはや適当とはいえなくなった。したがって、請求権者の範囲については、制度の目的の一つである「説明する責務」が第一義的には県民に対するものであることを考え方の基本としつつも、今日の社会経済情勢に鑑み、より広域的な観点から、さらに拡大することを検討すべきである。」旨の答申が平成12年8月に出された。

これを受ける一方で、一義的に県民に対する説明責任があり、かつ、年間4万文書を超える大量の請求があった背景を考慮し、県民に加えて新たに現行の情報公開条例第5条2号ロ・ハ及び請求理由を明示させることで3号のもの（県外者）を開示請求権者に加えたものである。

## 旧千葉県公文書公開条例

- 第5条 次の各号に掲げるものは、実施機関に対して公文書の公開を請求することができる。
- (1) 県内に住所を有する個人及び県内に主たる事務所を有する法人その他の団体
  - (2) 前号に掲げるもののほか、県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

## 千葉県情報公開条例（現行）

- 第5条 次の各号に掲げるものは、この条例の定めるところにより、実施機関に対して行政文書の開示を請求することができる。
- (1) 県内に住所を有する個人及び県内に主たる事務所を有する法人その他の団体
  - (2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げるもの
    - イ 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
    - ロ 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者
    - ハ 県内に存する学校に在学する者
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、行政文書の開示を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体

## 2 開示決定期限

旧千葉県公文書公開条例では、決定期限を請求書を受理した日から15日以内に、請求に係る公文書を公開するかどうかの決定をしなければならないと規定し、実施機関にやむを得ない理由があるときは、決定期限を延長することができる旨規定され、当該延長に係る期間については定めがなかった。

こうした中、上記(1)のとおり、旧千葉県公文書公開審査会で審議を行い、決定期限については、「本県における公開請求件数（公開の申出を除く）の推移及び実施機関の対応状況を経年的に見ると、平成7年度にはじめて1万件台に達した請求件数が、その後急増の一途をたどり、平成10年度においては4万3千余件、平成11年度においては4万7千余件に達しており、一方、これらの請求に対し、実施機関が条例で定める期間内に対応（決定等）することができたものの割合は、平成10年度が35パーセント弱、平成11年度においても53パーセント強にとどまるという状況にある。

もちろん、県民による公開請求の機会が増えることによって、県民参加による県政が一層促進されることは制度の目的にかなうものであり、実施機関においては、全力を傾注して真摯に対応すべきであるとはいうものの、近年のこのような状況のもとで、現実問題として、他の業務への影響などが強く懸念されるに至っている。

したがって、決定期間については、制度と現実のこのような乖離の実態を踏まえると、情報公開法と同様、「適法な公開請求が到達してから30日以内」とすることが適当である。」旨、期限の延長については、「延長することができるとする規定において、その限度がないとなると、請求に係る公文書の量や情報の性質によっては、公開するかどうかの判断に相当の日数を要する場合があります、その間、事実上の非公開状態が継続されるという不合理が生ずることになる。

したがって、そのような不合理を一定程度なくすとともに、通常ならば早期の決定を望む請求人の利便を図るという観点からも、延長の期間に一定の限度を設けて

おくことが望ましく、その限度については、30日とすることが適当である。」旨の答申が出された。

これを受け、決定期限を30日以内に、定めなかった延長期間を30日を限度と改正したものである。

#### 旧千葉県公文書公開条例

第8条 実施機関は、前条に規定する請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日から起算して15日以内に、請求に係る公文書を公開するかどうかの決定をしなければならない。

2～4 略

5 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面により当該期間を延長する理由及び当該決定をすることができる期日を請求者に通知しなければならない。

#### 千葉県情報公開条例（現行）

第13条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第7条第2項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

### 3 上記1・2における他の都道府県の状況 →【参考2参照】

45団体が何人にも条件を付けずに開示請求をすることができる扱いとしており、開示決定期限については、45団体が概ね「15日以内」とし、延長期間を含めたトータルの開示決定期限を60日としている団体は22団体である。





## 参考 2

## 全国の状況（開示請求権者、開示決定期限等）

番号	自治体名	開示請求権者 何人も	開示の 決定期限	決定期限の 延長期限	番号	自治体名	開示請求権者 何人も	開示の 決定期限	決定期限の 延長期限
	国	○	30日	30日	24	三重県	○	15日	30日
1	北海道	○	14日	14日	25	滋賀県	○	15日	30日
2	青森県	○	15日	30日	26	京都府	○	15日	45日
3	岩手県	○	15日	30日	27	大阪府	○	15日	15日
4	宮城県	○	15日	定めず	28	兵庫県	○	15日	45日
5	秋田県	○	15日	15日	29	奈良県	○	15日	45日
6	山形県	○	15日	30日	30	和歌山県	○	15日	45日
7	福島県	○	15日	30日	31	鳥取県	○	15日	30日
8	茨城県	○	15日	45日	32	島根県	○	15日	30日
9	栃木県	○	14日	46日	33	岡山県	○	10日	50日
10	群馬県	○	15日	45日	34	広島県	○	15日	45日
11	埼玉県	×	15日	45日	35	山口県	○	10日	定めず
12	千葉県	×	30日	30日	36	徳島県	○	15日	45日
13	東京都	○	14日	46日	37	香川県	○	15日	45日
14	神奈川県	○	15日	45日	38	愛媛県	○	15日	45日
15	新潟県	○	15日	45日	39	高知県	○	15日	定めず
16	富山県	○	15日	30日	40	福岡県	○	15日	15日
17	石川県	○	14日	46日	41	佐賀県	○	15日	15日
18	福井県	○	15日	30日	42	長崎県	○	15日	45日
19	山梨県	○	15日	15日	43	熊本県	○	15日	30日
20	長野県	○	15日	45日	44	大分県	○	15日	45日
21	岐阜県	○	15日	30日	45	宮崎県	○	15日	30日
22	静岡県	○	15日	30日	46	鹿児島県	○	30日	30日
23	愛知県	○	15日	30日	47	沖縄県	○	15日	30日



## 千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領の一部改正概要

(改正 令和元年7月19日、同日施行)

	改正概要	改正内容	改正理由
1	意見書に係る手続きの規定の追加 (第4条第4項の追加)	推進会議は、意見書により聴取された意見が、その内容から見て第5条の規定による苦情の申出とすることが適当と認めるときは、当該意見を苦情の申出として取り扱うことができるとした。	意見書に記載されている内容が、苦情の要件に当たると判断できる場合の取扱いについて定めた。 →意見書の様式の適正性よりも内容の適正性で判断することに重点を置く。
2	苦情の申出に係る手続きの規定の追加 (第5条第2項の追加)	推進会議は、苦情の申出が、その内容から見て第4条の規定による意見とすることが適当と認めるときは、当該苦情の申出を意見として取り扱うことができるとした。	苦情の申出書に記載されている内容が、意見書の要件に当たると判断できる場合の取扱いについて定めた。 →苦情の申出書の様式の適正性よりも内容の適正性で判断することに重点を置く。
3	苦情調査実施通知書(実施機関等)の様式の改正 (第7条第1項の規定による第3号様式(その1)の改正)	苦情調査の実施が第6条第2項の規定によるものである旨の記載を追加した。	第7条第1項の規定による苦情調査実施通知書に調査の根拠規定(第6条第2項)を追加。
		具体的な調査の方法・日時等について別途事務局から連絡する旨の記載を削除した。	「事務局から御連絡」と記載すると発信者が会長名義である本件通知との整合性がとれないため。
4	苦情調査実施通知書(申出人)の様式の改正 (第7条第1項の規定による第3号様式(その2)の改正)	苦情調査の実施が第6条第3項の規定によるものである旨の記載を追加した。	第7条第1項の規定による苦情調査実施通知書に調査の根拠規定(第6条第3項)を追加。
		具体的な調査の方法・日時等について別途事務局から連絡する旨の記載を削除した。	「事務局から御連絡」と記載すると発信者が会長名義である本件通知との整合性がとれないため。
5	苦情処理結果通知書の様式の改正 (第9条第1項の規定による第4号様式の改正)	第4号様式の表題が「処理結果通知書」であった部分を「苦情処理結果通知書」へ改正した。	「苦情」の文言を追加



新	旧	改正理由
<p>千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領 (平成17年8月18日制定) (平成28年3月25日改正) (平成29年11月1日改正) (令和元年7月19日改正)</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、千葉県行政組織条例(昭和32年千葉県条例第31号)第34条の規定により、千葉県情報公開推進会議(以下「推進会議」という。)の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 議事及び運営 (調査審議の方法)</p> <p>第2条 会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)に規定する実施機関及び千葉県議会議長(以下「実施機関等」という。)その他必要と認める者に行政文書の提示、資料の作成を求めることができる。</p> <p>2 会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。</p> <p>(会議録の作成)</p> <p>第3条 推進会議は、次の事項を記載した会議録を作成する。</p> <p>(1) 会議の日時 (2) 出席者の氏名 (3) 会議に付した議題 (4) 議事の概要 (5) その他必要な事項</p> <p>2 会議録には、会長及び会長が指名する委員1名が署名する。</p> <p>第3章 意見の聴取 (意見聴取の方法)</p> <p>第4条 推進会議は、条例第27条の2第2項及び千葉県議会議情情報公開条例(平成13年千葉県条例第49号。以下「議会議情条例」という。)第28条の2第2項の規定による意見を、情報公開制度の運営の改善に関する意見書(別記第1号様式)により聴取するものとする。</p>	<p>千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領 (平成17年8月18日制定) (平成28年3月25日改正) (平成29年11月1日改正)</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、千葉県行政組織条例(昭和32年千葉県条例第31号)第34条の規定により、千葉県情報公開推進会議(以下「推進会議」という。)の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 議事及び運営 (調査審議の方法)</p> <p>第2条 会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)に規定する実施機関及び千葉県議会議長(以下「実施機関等」という。)その他必要と認める者に行政文書の提示、資料の作成を求めることができる。</p> <p>2 会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。</p> <p>(会議録の作成)</p> <p>第3条 推進会議は、次の事項を記載した会議録を作成する。</p> <p>(1) 会議の日時 (2) 出席者の氏名 (3) 会議に付した議題 (4) 議事の概要 (5) その他必要な事項</p> <p>2 会議録には、会長及び会長が指名する委員1名が署名する。</p> <p>第3章 意見の聴取 (意見聴取の方法)</p> <p>第4条 推進会議は、条例第27条の2第2項及び千葉県議会議情情報公開条例(平成13年千葉県条例第49号。以下「議会議情条例」という。)第28条の2第2項の規定による意見を、情報公開制度の運営の改善に関する意見書(別記第1号様式)により聴取するものとする。</p>	

<p>2 前項による意見書の提出があったときは、推進会議が意見書に係る検討（以下「意見検討」という。）を行うものとする。</p> <p>3 意見検討の結果は、会議録で公表するものとする。</p> <p>4 推進会議は、第1項の規定により提出された意見が、その内容から第5条に規定する苦情の申出とすることが適当と認められたときは、当該意見を苦情の申出として取り扱うことができる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 苦情の処理</b> (苦情の申出の方法)</p> <p>第5条 推進会議は、条例第27条の2第3項及び協議会条例第28条の2第3項の規定による苦情の申出を、情報公開事務に係る苦情の申出書（別記第2号様式）により受けるものとする。</p> <p>2 推進会議は、前項の規定により受け付けた苦情の申出が、その内容が<u>前条に規定する意見とすることが適当と認められたときは、当該申出を意見として取り扱うことができる。</u></p>	<p>2 前項による意見書の提出があったときは、推進会議が意見書に係る検討（以下「意見検討」という。）を行うものとする。</p> <p>3 意見検討の結果は、会議録で公表するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 苦情の処理</b> (苦情の申出の方法)</p> <p>第5条 推進会議は、条例第27条の2第3項及び協議会条例第28条の2第3項の規定による苦情の申出を、情報公開事務に係る苦情の申出書（別記第2号様式）により受けるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>(苦情の調査)</b></p> <p>第6条 前条による苦情の申出があったときは、推進会議が苦情に係る調査（以下「苦情調査」という。）を行うものとする。</p> <p>2 苦情調査は、苦情を申し出た者（以下「申出人」という。）の申出事項に関係する実施機関等に対しては、必要に応じて、書面若しくは口頭による説明、資料の提出若しくは文書の提示を求め、又は実地調査などの方法により行う。</p> <p>3 苦情調査は、申出人に対しては、必要に応じて、書面又は口頭により説明を求めたる方法により行う。</p> <p>4 前2項に定めるもののほか、推進会議が必要あると認めるときは、実施機関等又は申出人以外の第三者（以下「第三者」という。）から、申</p>
<p>2 前項による意見書の提出があったときは、推進会議が意見書に係る検討（以下「意見検討」という。）を行うものとする。</p> <p>3 意見検討の結果は、会議録で公表するものとする。</p> <p>4 推進会議は、第1項の規定により提出された意見が、その内容から第5条に規定する苦情の申出とすることが適当と認められたときは、当該意見を苦情の申出として取り扱うことができる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 苦情の処理</b> (苦情の申出の方法)</p> <p>第5条 推進会議は、条例第27条の2第3項及び協議会条例第28条の2第3項の規定による苦情の申出を、情報公開事務に係る苦情の申出書（別記第2号様式）により受けるものとする。</p> <p>2 推進会議は、前項の規定により受け付けた苦情の申出が、その内容が<u>前条に規定する意見とすることが適当と認められたときは、当該申出を意見として取り扱うことができる。</u></p>	<p>・意見書に記載されている内容が、苦情の要件に当たると判断できる場合の取扱いについて定めた。→意見書の様式の適正性よりも内容の適正性で判断することに重点を置く。</p> <p>・苦情の申出書に記載されている内容が、意見書の要件に当たると判断できる場合の取扱いについて定めた。→苦情の申出書の様式の適正性よりも内容の適正性で判断することに重点を置く。</p>

<p>出人の申出事項に関し知っている事実を聞くことができる。</p> <p>(調査の通知)</p> <p>第7条 推進会議は、前条第2項又は第3項の規定による苦情調査を行うとすときは、関係する実施機関等又は申出人に対し、苦情調査実施通知書（別記第3号様式）により、調査の内容その他必要な事項を通知するものとする。</p> <p>2 推進会議は、前条第4項の規定により第三者から、申出事項に関し知っている事実を聞くときは、当該第三者に通知するものとする。</p> <p>(苦情処理の検討)</p> <p>第8条 推進会議は、苦情調査に基づき、苦情の処理に関する検討を行う。</p> <p>2 前項による検討の結果、関係する実施機関等の対応に問題があると認められたときは、推進会議は関係する実施機関等に対し、当該問題点の是正等に関する意見を通知するものとする。</p> <p>(処理結果の通知)</p> <p>第9条 推進会議は、申出のあった苦情の処理の結果について、速やかに苦情処理結果通知書（別記第4号様式）により申出人に通知するものとする。</p> <p>2 推進会議は、申出のあった苦情の処理の結果について、必要に応じて実施機関等又は第三者に通知するものとする。</p> <p>第6章 補則</p> <p>(会長の専決事項)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる事項は、会長において専決により処理することができる。</p> <p>(1) 第7条第1項及び第2項に規定する調査の通知</p> <p>(2) 第9条第1項及び第2項に規定する処理の結果の通知</p> <p>(雑則)</p> <p>第11条 この要領に定めるもののほか、推進会議の議事及び運営に関し必要な事項は会長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成17年8月18日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成29年11月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和元年7月19日から施行する。</p>	<p>出人の申出事項に関し知っている事実を聞くことができる。</p> <p>(調査の通知)</p> <p>第7条 推進会議は、前条第2項又は第3項の規定による苦情調査を行うとすときは、関係する実施機関等又は申出人に対し、苦情調査実施通知書（別記第3号様式）により、調査の内容その他必要な事項を通知するものとする。</p> <p>2 推進会議は、前条第4項の規定により第三者から、申出事項に関し知っている事実を聞くときは、当該第三者に通知するものとする。</p> <p>(苦情処理の検討)</p> <p>第8条 推進会議は、苦情調査に基づき、苦情の処理に関する検討を行う。</p> <p>2 前項による検討の結果、関係する実施機関等の対応に問題があると認められたときは、推進会議は関係する実施機関等に対し、当該問題点の是正等に関する意見を通知するものとする。</p> <p>(処理結果の通知)</p> <p>第9条 推進会議は、申出のあった苦情の処理の結果について、速やかに苦情処理結果通知書（別記第4号様式）により申出人に通知するものとする。</p> <p>2 推進会議は、申出のあった苦情の処理の結果について、必要に応じて実施機関等又は第三者に通知するものとする。</p> <p>第6章 補則</p> <p>(会長の専決事項)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる事項は、会長において専決により処理することができる。</p> <p>(1) 第7条第1項及び第2項に規定する調査の通知</p> <p>(2) 第9条第1項及び第2項に規定する処理の結果の通知</p> <p>(雑則)</p> <p>第11条 この要領に定めるもののほか、推進会議の議事及び運営に関し必要な事項は会長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成17年8月18日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成29年11月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和元年7月19日から施行する。</p>	<p>・「苦情」との文言を追加</p>	<p>令和元年7月19日施行</p>
--	--	---------------------	--------------------



第3号様式(第7条第1項)

(その1)

苦情調査実施通知書(実施機関等)

第 年 月 日  
号

様

千葉県情報公開推進会議  
会長

- 千葉県情報公開条例第27条の2第3項
- 千葉県議会情報公開条例第28条の2第3項の規定により、情報公開事務に係る苦情が寄せられました。
- 苦情の処理のため、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第6条第2項の規定により、次とおり調査を行いたいので通知します。

対象とする担当課 (所)	
苦情の内容	
調査の内容	

第3号様式(第7条第1項)

(その1)

苦情調査実施通知書(実施機関等)

第 年 月 日  
号

様

千葉県情報公開推進会議  
会長

- 千葉県情報公開条例第27条の2第3項
- 千葉県議会情報公開条例第28条の2第3項の規定により、情報公開事務に係る苦情が寄せられました。
- 苦情の処理のため、次とおり調査を行いたいので通知します。

対象とする担当課 (所)	
苦情の内容	
調査の内容	

※具体的な調査の方法・日時等については、別途事務局から御連絡します。

・第7条第1項の規定による苦情調査実施通知書に調査の根拠規定(第6条第2項)を追加

・※を削除

「事務局から御連絡」と記載すると発信者が会長名義である本件通知との整合性がとれないため

第3号様式(第7条第1項)

(その2)

苦情調査実施通知書(申出人)

第 年 月 日  
号

様

千葉県情報公開推進会議  
会長

年 月 日付けであなから申出があった情報公開事務に係る苦情について、その処理を行うため、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第6条第3項の規定により、次のとおりあなたから調査を行いたいので通知します。

苦情の内容	
調査の内容	

第3号様式(第7条第1項)

(その2)

苦情調査実施通知書(申出人)

第 年 月 日  
号

様

千葉県情報公開推進会議  
会長

年 月 日付けであなから申出があった情報公開事務に係る苦情について、その処理を行うため次のとおりあなたから調査を行いたいので通知します。

苦情の内容	
調査の内容	

※具体的な調査の方法・日時等については、別途事務局から御連絡します。

・第7条第1項の規定による苦情調査実施通知書に調査の根拠規定(第6条第3項)を追加

・※を削除

「事務局から御連絡」と記載すると発信者が会長各義である本件通知との整合性がとれないため

第4号様式(第9条第1項)

苦情 様  
処理結果通知書  
第 年 月 日  
号

千葉県情報公開推進会議  
会長

年 月 日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり  
処理したので通知します。

処理結果	

第4号様式(第9条第1項)

苦情 様  
処理結果通知書  
第 年 月 日  
号

千葉県情報公開推進会議  
会長

年 月 日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり  
処理したので通知します。

処理結果	

「苦情」どの文言を追加